平成２６年（フ）第１３０号
秋田市飯島鼠田１丁目10番６号　グループホームあざみ、前住所秋田市飯島字飯島水尻328番地６
債務者　舩木　太郎
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０８２号
大阪府東大阪市中小阪３丁目15番16号
債務者　佐藤　謙司
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　敏彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３号
大阪府大阪市住吉区長居東４丁目11番20号第三ドムール長居603号
債務者　梶谷　　本
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　竜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２６年（フ）第４号
大阪府大阪市住吉区長居東４丁目11番20号第三ドムール長居603号
債務者　梶谷スズ子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　竜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２６年（フ）第５号
島根県隠岐郡隠岐の島町栄町79番地
債務者　梶谷　　敦
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　竜一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２６年（フ）第３０８３号
大阪府守口市八雲西町１丁目９番３号
債務者　山本　弘子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三木　　笑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１７１号
大阪市西淀川区花川２丁目４―48　406号、住民票上の住所大阪市淀川区野中北１丁目２番30号　３Ｄ号
債務者　トーワコーポレーションこと　戸川　和俊
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂川　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７８号
愛知県稲沢市平和町西光坊宮西670番地１
債務者　長谷川雅洋
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加塚　裕師
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第６９８号
京都府木津川市州見台１丁目15番地31レオパレス州見台104
債務者　森田　康史
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松原　祐紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２８９号
静岡県藤枝市茶町３丁目４番52号
債務者　落合　静雄
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　茂吏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３２９号
札幌市北区新川３条４丁目12番８号　フォレスタＡ１号
債務者　吉田　裕美
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塙　祐一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５８９号
堺市西区上601番地２
債務者　柑本　充貴
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５９１号
堺市西区鳳北町４丁220番地18
債務者　柑本　直輝
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５９２号
堺市西区上601番地２
債務者　柑本　康秀
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　正毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６０５号
大阪府河内長野市寿町11番５―303号
債務者　村上　裕子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６０９号
堺市北区南花田町226番地　ロータリービルド南花田303号、前住所大阪府松原市東新町４丁目17番18号
債務者　林田　　稔
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　俊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
鹿児島県霧島市国分松木町19番５号
債務者　岩下　京子（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成26年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鴨志田祐美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係